

いじめ防止基本方針

関西創価高等学校

「いじめ防止基本方針」

第1章：いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止対策委員会
4. 年間計画

第2章：いじめ防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章：早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめ早期発見のための措置

第4章：いじめ発生後の対応

1. 基本的な考え方
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応
3. いじめられた生徒およびその保護者への支援
4. いじめた生徒への指導およびその保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. ネット上のいじめへの対応

第5章：重大事態

第1章　いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

「他人の不幸のうえに自分の幸福を築くことはしない」との信条は、本校がめざす平和教育の根幹である。「生命尊厳」の理念に基づき、人間だれもが等しく尊重され、自他共の幸福を実現する平和社会をつくる担い手を育てることが、本校の使命である。

一方、いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援することが重要となる。

上記の考えをもとに、本校では「いじめは、どこの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という認識にたち、全校生徒が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を安全に送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止に取り組む基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない。見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、日常的なかかわりを重視する。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障し、適切な指導を行う。必要に応じて、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▶ 仲間はずれ、集団により無視される。
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ 金品をたかられる。
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ▶ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

<基本的認識>

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒感や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめ防止対策委員会

いじめを防止し、解決に向けての連携をはかるため、学校内に「いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」）をおく。

（1）構成員

<いじめ発生時>

委員長：校長

副委員長：副校長、事務長、（副事務長）

委 員：教頭、総合寮長（寮・下宿）、生徒指導部長、人権教育推進委員長
養護教諭、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター、学年主任、
該当担任、該当クラブ顧問、総務企画課長

※外部委員：学校顧問弁護士、学校医 ※委員長の判断で招集するかどうかを決める。

<平常時>

委員長：副校長

委 員：教頭、総合寮長（寮・下宿）

生徒指導部長、人権教育推進委員長、高校1年学年主任（学年主任代表）

養護教諭、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター、事務局1名

（2）役割

ア. いじめ防止基本方針の策定

イ. いじめの未然防止

ウ. いじめの対応

エ. 教職員の資質向上のための研修

オ. 年間計画の企画と実施

カ. 年間計画の進捗のチェック

キ. 各取組の有効性の検証

ク. 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

<いじめ防止の年間の取り組み>

4月	<ul style="list-style-type: none">・第1回「いじめ防止対策委員会」・職員会議でいじめ防止の取り組みを教職員で共通理解・保護者会で学校の取り組みを周知・生徒指導オリエンテーション・クラスの友人作り 勉学のリズム作り
5月	<ul style="list-style-type: none">・総合学習 GRIT のスタート「平和・人権」を研究・第2回「いじめ防止対策委員会」・個人懇談スタート・クラブでの人間関係作り
6月	<ul style="list-style-type: none">・学年保護者会で取り組み説明、協力の依頼・学校生活アンケート実施
7月	<ul style="list-style-type: none">・「栄光の日」に向け人権学習を行う
8月	<ul style="list-style-type: none">・校内教職員研修・職員会議で2学期の取り組みを確認
9月	<ul style="list-style-type: none">・「情熱の日」に向け協同学習を推進
10月	<ul style="list-style-type: none">・第3回「いじめ防止対策委員会」・「英知の日」に向け協同学習を推進
11月	<ul style="list-style-type: none">・学校生活アンケート実施・個人懇談スタート
12月	<ul style="list-style-type: none">・職員会議で2学期の取り組みの報告 3学期の取り組み確認
1月	<ul style="list-style-type: none">・人権学習の取り組み
2月	<ul style="list-style-type: none">・人権学習の成果の発表、保護者会
3月	<ul style="list-style-type: none">・第4回「いじめ防止対策委員会」で今年度の総括 新年度の検討

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

*いじめ未然防止のために全教員が取り組む体制を示す。

*安心・安全に学校生活を送ることができるなど、未然防止の（学校独自の）基本的な考え方を示す。

2. いじめ防止のための措置（生徒・教員・学校・保護者）

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して「いじめは、全ての生徒に起こりうるもの」としてとらえ、発見してから取り組むというのではなく、全員を対象に事前の働きかけを行い、未然防止の取り組みを行うことを徹底する。

生徒や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

生徒に対して、わかる授業づくりを進め、授業での不安や不満が高まらないように授業改善に努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには、生徒自身が価値ある存在として認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れることが大切である。

教職員が生徒に対して、愛情を持ち、配慮を要する生徒たちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

そのために、授業規律についての改善・解決を行い、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方の指導を見直して授業改善に取り組んでいく。

年間を通じて、社会体験や生活体験を計画的に配置し、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき・学ぶ機会を設けていく。また、異学年交流なども取り入れて絆づくりを深めていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスに適切に対処できる力を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が、生徒たちを傷つけいじめを助長してしまう場合がある。教職員が良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、ストレスを生まない学校づくりを進め、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む。

教職員の生徒たちへの温かい声掛けが、「認められた」との自己肯定感につながる。学校生活の中で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「人の役に立った」「認められた」という経験が生徒を成長させる。他者の尊重や他者への感謝の気持ちを育て、ストレスに適切に対処できる心を育てる。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、意義を理解し、自分たちの問題として受けとめ、自分たちができることを主体的に考えて、行動できるように働きかけていく。

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人のかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間などの指導をとおして育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という意識を生徒が持つように様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際に、知らせることは決して悪いことではないことをあわせて指導する。

<教員に対して>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、生徒が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されないこと」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動をとおして生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつよう努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動をとおして、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員で共有する。
- ・校長などは、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許さない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめまわりの大人に知らせる大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでもだれにでも相談できる体制の充実を図る。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあたっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあたっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえに、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められる。

*生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと。

*教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有すること。

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す反応や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめ実態把握に取り組む。

2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 休み時間や放課後など生徒の様子に目を配り、「生徒のいるところには、教職員がいる」ことを目指し、日常の観察をとおして、気になる変化が見られたら、メモをとり、記録に残していくことを教職員で共有していく。
※いじめ早期発見チェックリストの活用
- (2) クラスの様子は、学級日誌や個人ノートなどの記述からもうかがえる。また、コメントのやり取りから生徒・保護者との信頼関係が生まれていく。実態把握

の方法として、定期的なアンケート等を実施し、情報を確実に把握し共有する。把握した情報に基づき、速やかな対応に結び付ける。

- (3) 保護者と連携して生徒を見守るため、家庭で気になったことを遠慮なく連絡していただく等、積極的に保護者からの相談を受け入れる環境をつくる。
- (4) 生徒と保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、カウンセラーとの相談、週1回の※保護者相談室を活用する。教員が多忙感を見せたり、生徒の相談に対して、悩みを過小評価したり、相談を受けたのに真摯な対応を怠ることがないように心がける。

※保護者相談室 毎週水曜日 時間：13:00～16:00

電話番号：0120-088-316（フリーダイヤル）

- (5) 保護者ハンドブックに記載し、保護者会などでも内容を理解していただくよう努め、相談体制を広く周知する。

いじめチェックシートやアンケートを活用して、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (6) 教育相談等で得た生徒の個人情報について、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、その対外的な取扱いや管理についての方針を明確にして、十分に注意して扱う。

生徒が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に配慮し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

第4章 いじめ発生後の対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復

のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

*発見・通報をうけた場合、速やかに組織的に対応すること

*被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うこと

*関係機関・専門機関と連携すること

○いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止をするために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

○いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を速やかに行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を行う。

○このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深め、学校における組織的な対応ができる体制整備を行う。

正確な実態把握	指導体制・方針決定	生徒への指導・支援	今後の対応
<ul style="list-style-type: none">・当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。・個々に聞き取りを行う。・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。	<ul style="list-style-type: none">・指導のねらいを明確にする。・全ての教職員の共通理解を図る・対応する教職員の役割分担を考える。・私学課など関係機関との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none">・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。・<保護者への連携>・直接会って、具体的な対策を話す。・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。	<ul style="list-style-type: none">・継続的に指導や支援を行う。・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒等の安全を確保することを最優先に行う。いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題解消まで、対策委員会が責任を持つ。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、対策委員会と情報を共有し、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、生徒の人格の成長に主眼を多き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- (3) 校長は、事実確認の結果を被害・加害の保護者に連絡する。一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどに留意する。

3. いじめられた生徒およびその保護者への支援

- (1) いじめと確認された場合は、校長は対策委員会を開き、副校长・生徒指導部長を中心とした調査チームを設置し、具体的対応を指示する。生徒からの個別の聞き取りなどを実施し、早急に対応させ、重大な事態とならないように対処させる。
- (2) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践する。指導内容の記録をきちんととる。
- (3) 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような対応について説明し理解を得る努力をする。家庭訪問を実施するなど生徒に安心感をもたせる。
- (4) いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、解決に向けた支援を行う。
- (5) いじめられた生徒の別室指導など、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- (6) 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

<生徒に対して>

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安

定を図る。

- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望を持てるなどを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

【いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉】

- お子さんにも悪いところがあるようです。
- 家庭での甘やかしが問題です。
- クラスにはいじめはありません。
- どこかに相談にいかれてはどうですか。

4. いじめた生徒への指導およびその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導し、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- (2) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- (3) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため、指導経過の報告を随時行い、保護者にいじめ対策の進捗状況を理解していただく。家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。
- (4) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達にも配慮し、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが解消になるという考え方でその後の経過を見守り、いじめを防止するための環境を整える。

<生徒に対して>

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、

毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

＜保護者に対して＞

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者につらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるために、緊急を要する場合は、臨時の学級会や集会をもち、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせていく。
- (2) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、年間計画に位置付けられた取り組みを利用する。いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えたり、はやしたてるなど同調していた生徒に対しても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。

＜継続した指導＞

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談・日記・手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことをだし、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

6. ネット上のいじめへの対応

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

- 未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。
- 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

- (1) ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、被害の拡大をさけるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (2) 学校単独で対応することが困難と判断された場合には、必要に応じて、外部の専門機関に援助を求める。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署等と連携して適切に援助を求める。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、情報教育のカリキュラムの充実を図り、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みした人は、特定できる。
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
 - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- (4) 未然防止のためには、学校での校則遵守の徹底、情報モラルの教育だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

<未然防止の観点から>

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭においても生徒たちを危険から守るルールづくりを行うこと。特に携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識させる。

<早期発見の観点から>

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化等、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に学校に相談すること。

第5章 重大事態

1. 重大事態とは

○いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

○いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席している疑いがあると認めるとき。

- ・年間30日を目安に、一定期間連續して欠席しているような場合などは、調査に着手する。

※生徒やその保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査に入り対応を検討する。

2. 重大事態と疑われる場合の調査

○重大事態にあたるかどうかの判断にあたっては、対策委員会と、学校顧問弁護士・スクールカウンセラー等の専門的知識を有するメンバーからなる組織で調査する。

○要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われたか、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を明確にする。

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、説明責任があり、適宜情報を提供する。
その際、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないように、個人情報の保護に関する法律等をよく踏まえて対処する。

3. 重大事態の報告

- 対策委員会で重大事態にあたるかどうかを判断し、重大事態にあたると認められた場合、学校から常任理事会に、重大事態の発生と対応を報告。
- 大阪府私学課に重大事態の発生を報告する。

4. 重大事態への対応

〈被害の生徒の保護・ケア〉

- いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先した調査を行う。
- いじめられた生徒からの聞き取り調査が不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査に着手する。
- いじめられた生徒に対する教員やカウンセラーによるマンツーマンでの保護。
- 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア。
- 状況に応じて、医療機関や生徒相談所と連携をとる。

〈加害の生徒への働きかけ〉

- 加害の生徒への指導を検討の上、適切に行う。
- 加害の生徒とその保護者に対するケア。
- いじめられた生徒への謝罪対応。
- 状況に応じて、別室での学習を行ったり、警察に相談したりする。

〈保護者との連携〉

- 状況により他の保護者への説明・報告を行う。

この方針は2019年4月1日より施行する